

西海市特定環境保全公共下水道事業経営戦略

団 体 名 : 長崎県 西海市

事 業 名 : 特定環境保全公共下水道事業

策 定 日 : 平成 29 年 3 月

計 画 期 間 : 平成 28 年度 ~ 平成 38 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

| | | | |
|-----------------------|-------------------|----------------------------|----------------|
| 供用開始年度 (供用開始後年数) | 平成21年3月31日 | 法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分 | 平成32年4月1日 一部適用 |
| 処理区域内人口密度 | 28.2人/ha(平成26年度) | 流域下水道等への 接 続 の 有 無 | 無し |
| 処 理 区 数 | 2処理区(大串処理区、瀬戸処理区) | | |
| 処 理 場 数 | 無し | | |
| 広域化・共同化・最適化 実施状況*1 | 無し | | |

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

| | | | | | |
|---|--|---------|---|--------|---------|
| 一般家庭用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方 | 基本料金：5m ³ まで、1,000円、基本料金：10m ³ まで、1,500円 超過料金：1m ³ あたり170円 | | | | |
| 業務用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方 | 基本料金：5m ³ まで、1,000円、基本料金：10m ³ まで、1,500円 超過料金：1m ³ あたり170円 | | | | |
| その他の使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方 | — | | | | |
| 条 例 上 の 使 用 料 *2 (2 0 m ³ あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載 | 平成24年度 | 2,600 円 | 実 質 的 な 使 用 料 *3 (2 0 m ³ あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載 | 平成24年度 | 2,746 円 |
| | 平成25年度 | 2,600 円 | | 平成25年度 | 2,773 円 |
| | 平成26年度 | 3,200 円 | | 平成26年度 | 3,349 円 |

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

| | |
|--------|----------------------------------|
| 職 員 数 | 9人(うち、損益勘定1人、資本勘定3人) |
| 事業運営組織 | 下水道課内に、課長、総務班、整備班の2班の班長、係員で構成される |

(2) 民間活力の活用等

| | | |
|---------|---------------------------------|---------------------------------|
| 民間活用の状況 | ア 民間委託 (包括的民間委託を含む) | 大串浄化センター及び瀬戸浄化センターについて、民間委託を実施中 |
| | イ 指定管理者制度 | 該当なし |
| | ウ PPP・PFI | 該当なし |
| 資産活用の状況 | ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4 | 該当なし |
| | イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5 | 該当なし |

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。
*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

| |
|--|
| <p>① 収益的収支比率は、平成23年度を省くと100%前後となっている。</p> <p>② 企業債残高対事業規模比率は、収益の一部を一般会計から賄っている為、類似団体平均値(平成26年度で約1,671.8%)と対比すると低い水準(平成26年度で約0%)となっている。</p> <p>③ 経費回収率は、類似団体平均値(平成26年度で約50.5%)と対比すると高い水準(平成26年度で約73.4%)にあるが、80%を切っており経費を使用料でまかなえない状況が続いている。</p> <p>④ 汚水処理原価は、類似団体平均値(平成26年度で約320.4円/m³)と比較して、平成24年度からは低減(平成26年度で約228円/m³)となっている。</p> <p>⑤ 施設利用率は、増加傾向にあるが整備継続中であり(平成26年度で約22.9%)、類似団体平均値(平成26年度で約34.7%)と比べると低い状況にある。</p> <p>⑥ 水洗化率は、微増傾向にあるが(平成26年度で約56.7%)、類似団体平均値(平成26年度で約70.1%)と比べると低い状況にある。</p> |
|--|

2. 経営の基本方針

【経営理念】

今後の人口減少や少子高齢化が見込まれるなか、生活環境保全と公衆衛生の向上、さらに環境への負荷軽減を目指し、これらの社会情勢の変化に対応した効率的な施設整備・運営管理を行い、水洗化の促進や適性な受益者負担に基づく使用料収入の確保に努め、下水道事業の経営の健全化に取り組む。

【現状認識】

本市の公共下水道事業は、大串浄化センター(大串処理区)及び瀬戸浄化センター(瀬戸処理区)にて汚水処理を行っている。下水道普及率は、平成26年度時点9%であり、水洗化率も約57%に留まっている。このため本市公共下水道事業の整備は、途中段階であるといえる。

【基本方針】

本市では、平成38年度までに大串処理区及び瀬戸処理区の下水道整備を行い、処理人口及び水洗化人口の向上と、下水道使用料収入の増収を図る。このとき、年度別の整備計画は、次に示すように、本計画の検討期間である、平成38年度までで約154ha整備を計画することで、次表に示す汚水処理人口の整備を目指す。

| 西海市汚水処理構想 | 平成26年度 | 平成38年度 | 備考 |
|-----------|--------|--------|--------|
| 行政人口(人) | 29,693 | 24,273 | 汚水処理構想 |
| 処理面積(ha) | 98 | 154 | 〃 |
| 汚水処理人口(人) | 2,766 | 5,114 | 〃 |
| 水洗化人口(人) | 1,567 | 4,189 | 本検討値 |
| 普及率(%) | 9.3% | 21.1% | 〃 |
| 水洗化率(%) | 56.7% | 81.9% | 〃 |

本検討期間は、平成38年度までの間であるため、上記の中期目標を踏襲し、平成38年度までに約154haを整備する計画とする。このとき、平成38年度までの整備費については、平準化を図り年度間での財政負荷の集中を抑制する工夫を行うものとする。さらに、地方公営企業法適用(平成32年4月1日より)から数年後に固定資産調査評価の結果を用いて適正な下水道使用料の試算を行う。このため、下水道使用料の試算をするまでの間は、一般会計繰入金で下水道事業費に充当する計画とする。

3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

本市特定環境保全公共下水道事業では、汚水を本市の下水道終末処理場で処理をする下水道事業計画となっている。このため、投資計画では、建設に係る職員給与、管渠建設費、下水道終末処理場建設費、及び地方債償還金を計画する必要がある。この主な内訳は、次の内容で、約68.9億円を計画する。

- ① 資本勘定職員は、整備継続期間及び地方公営企業法の適用を考慮して、平成38年度までは3名体制にて、平成28年度から平成38年度までに、約2.9億円を計画する。
- ② 大串処理区、瀬戸処理区の整備費については、平成28年度から平成38年度までに総額約46.9億円を計画する。
- ③ 地方債償還金は、平成28年度から平成38年度までに約19.1億円を計画する。

上記の①については、地方公営企業法の適用に向けて下水道事業の組織を拡充させるものとする。②は、大串処理区及び瀬戸処理区の下水道整備の建設費に充当する。③については、過年度の地方債償還金及び平成28年度からの地方債償還金を償還するものであり、最も大きな支出額を計画する。

上記の建設に要する費用は、平成28年度から平成38年度で整備を計画し、平成38年度には水洗化率約82%、水洗化人口約4,190人を目指し、下水道使用料の回収ができるように下水道整備を計画するものとする。

② 収支計画のうち財源についての説明

※収支計画の策定に当たって反映した取組について具体的(時期、金額、対象施設等)に記載すること。

前節の①の投資に対する主な財源は、地方債、他会計補助金、国庫補助金、受益者負担金及び収益的収支差引(補填財源)を見込むものとする。平成28年度から平成38年度までに示す財源及び金額は、約49.7億円であり、次の内訳の財源を確保する必要がある。

- ① 地方債として約23億円。
- ② 他会計補助金として約4.2億円。
- ③ 国庫補助金として約21.9億円。
- ④ 受益者負担金として約0.6億円。
- ⑤ 収益的収支差引(補填財源)として約19億円。

収支の均衡に欠かせない財源として、地方債と収益的収支差引(補填財源)が最も多くなっている。

本市の特定環境保全公共下水道事業の場合は、平成26年度時点での普及率が約9.3%と低い水準にあり、先行投資として、他会計補助金の充当が欠かせない状態にある。これに対して、平成38年度で目標の整備が完了すると、平成38年度の水洗化人口は増加(約2,600人)となり、下水道使用料収入の増収に伴う収益的収支差引(補填財源)が約2.1億円/年に達することが試算できる。

このため、当面の間は、他会計補助金を主要な財源として見込む計画とし、新規の建設や、長寿命化計画等は、積極的に社会資本整備総合交付金の対象メニューの活用を行うものとする。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

※収支計画の策定に当たって反映した取組について具体的(時期、金額、対象施設等)に記載すること。

投資以外の経費については、平成28年度から平成38年度までに、約11億円(次の①～③)を試算し、この内訳は、次に示す内容となる。

- ① 損益勘定職員は、地方公営企業法の適用を考慮して、平成29年度より1名体制とし、平成28年度から平成38年度までに、約0.6億円を計画する。
- ② 汚水の処理費は、平成28年度から平成38年度までに、下水道整備に伴い増加する汚水処理水量を見込み、約4.7億円を計画する。
- ③ 地方債の償還に対する支払利息は、平成28年度から平成38年度までに約4.4億円を計画する。
- ④ 資本的支出へと充当する収益的収支差引(補填財源)を約19億円計画する。

上記に対する財源は、料金収入及び他会計繰入金であり、平成28年度から平成38年度までに約29.8億円を試算し、この内訳は次に示す内容となる。

- ① 料金収入として約6.6億円を計画する。
- ② 他会計繰入金として約23.5億円を計画する。

現時点では、他会計繰入金が最も大きな財源となるため、早期の下水道整備と水洗化人口の確保が必要であると考えられる。

(3)投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

| | |
|------------------------------|---|
| 広域化・共同化・最適化に関する事項 | 該当なし |
| 投資の平準化に関する事項 | ストックマネジメントの導入を行い、施設の劣化に基づく更新需要の試算を行い投資の平準化に努める。 |
| 民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど) | 該当なし |
| その他の取組 | 該当なし |

② 今後の財源についての考え方・検討状況

| | |
|--------------------|---|
| 使用料の見直しに関する事項 | 下水道使用料については、地方公営企業法の適用後、数年の運用を実施した上で、下水道使用料の値上げの検討を実施するものとする。 |
| 資産活用による収入増加の取組について | 該当なし |
| その他の取組 | 該当なし |

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

| | |
|--|---|
| 民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど) | 該当なし |
| 職員給与費に関する事項 | 該当なし |
| 動力費に関する事項 | 該当なし |
| 薬品費に関する事項 | 該当なし |
| 修繕費に関する事項 | ストックマネジメントの導入を行い、施設の老朽化に備えた予防保全の計画を検討する。 |
| 委託費に関する事項 | 該当なし |
| その他の取組 | 地方公営企業法の適用を数年運用した後に、固定資産評価結果を用いて、経営戦略の見直しを行い、下水道使用料の値上げ額の詳細な検証を行う計画とする。 |

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

| | |
|---------------------|---|
| 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項 | モニタリングは、毎年の決算時期に実施をし、ローリングのタイミングは、地方公営企業法適用時(3年～5年後)に実施予定とする。 |
|---------------------|---|

西海市農業集落排水事業経営戦略

団 体 名 : 長崎県 西海市

事 業 名 : 農業集落排水事業

策 定 日 : 平成 29 年 3 月

計 画 期 間 : 平成 28 年度 ~ 平成 38 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

| | | | |
|-----------------------|--|----------------------------|----------------|
| 供用開始年度 (供用開始後年数) | 平成7年11月1日 | 法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分 | 平成32年4月1日 一部適用 |
| 処理区域内人口密度 | 25人/ha (平成26年度) | 流域下水道等への 接 続 の 有 無 | 無し |
| 処 理 区 数 | 10処理区(平原処理区、皆割石処理区、小迎処理区、亀浦・風早処理区、川内・水浦処理区、横瀬処理区、 太田和処理区、柳処理区、多以良処理区、雪浦処理区) | | |
| 処 理 場 数 | 無し | | |
| 広域化・共同化・最適化 実施状況*1 | 無し | | |

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

| | | | | | |
|---|--|---------|---|--------|---------|
| 一般家庭用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方 | 基本料金：5m ³ まで、1,000円、基本料金：10m ³ まで、1,500円 超過料金：1m ³ あたり170円 | | | | |
| 業務用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方 | 基本料金：5m ³ まで、1,000円、基本料金：10m ³ まで、1,500円 超過料金：1m ³ あたり170円 | | | | |
| その他の使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方 | — | | | | |
| 条 例 上 の 使 用 料 *2 (2 0 m ³ あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載 | 平成24年度 | 2,600 円 | 実 質 的 な 使 用 料 *3 (2 0 m ³ あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載 | 平成24年度 | 2,769 円 |
| | 平成25年度 | 2,600 円 | | 平成25年度 | 2,774 円 |
| | 平成26年度 | 3,200 円 | | 平成26年度 | 3,344 円 |

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

| | |
|--------|----------------------------------|
| 職 員 数 | 9人(うち、損益勘定3人) |
| 事業運営組織 | 下水道課内に、課長、総務班、整備班の2班の班長、係員で構成される |

(2) 民間活力の活用等

| | | |
|---------|---------------------------------|--|
| 民間活用の状況 | ア 民間委託 (包括的民間委託を含む) | 平原処理場、皆割石処理場、小迎処理場、亀浦・風早処理場、川内・水浦処理場、横瀬処理場、 太田和処理場、柳処理場、多以良処理場、雪浦処理場について、民間委託を実施中 |
| | イ 指定管理者制度 | 該当なし |
| | ウ PPP・PFI | 該当なし |
| 資産活用の状況 | ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4 | 該当なし |
| | イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5 | 該当なし |

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

| |
|---|
| <p>※添付した「経営比較分析表」に補足事項等がある場合は記載すること。</p> <p>① 収益的収支比率は、90%を超えている。</p> <p>② 企業債残高対事業規模比率は、収益の一部を一般会計から賄っている為、類似団体平均値(平成25年度で約1,127%)と対比すると低い水準(平成25年度で約264%)となっている。</p> <p>③ 経費回収率は、類似団体平均値(平成26年度で約50.8%)と対比すると高い水準(平成26年度で約67.7%)にあるが、70%を切っており経費を使用料でまかなえない状況が続いている。</p> <p>④ 汚水処理原価は、類似団体平均値(平成26年度で約300.5円/m³)と比較して、平成24年度からは低減(平成26年度で約247円/m³)となっている。</p> <p>⑤ 施設利用率は(平成26年度で約42%)、類似団体平均値(平成26年度で約53.2%)と比べると低い状況にある。</p> <p>⑥ 水洗化率は、微増傾向にあるが(平成26年度で約81.8%)、類似団体平均値(平成26年度で約84.1%)と比べると低い状況にある。</p> |
|---|

2. 経営の基本方針

【経営理念】

今後の人口減少や少子高齢化が見込まれるなか、生活環境保全と公衆衛生の向上、さらに環境への負荷軽減を目指し、これらの社会情勢の変化に対応した効率的な施設整備・運営管理を行い、水洗化の促進や適性な受益者負担に基づく使用料収入の確保に努め、下水道事業の経営の健全化に取り組む。

【現状認識】

本市の農業集落排水事業は、平原処理場、皆割石処理場、小迎処理場、亀浦・風早処理場、川内・水浦処理場、横瀬処理場、太田和处理場、柳処理場、多良良処理場、雪浦処理場の10処理場にて汚水処理を行っている。下水道普及率は、平成26年度時点23.2%であり、水洗化率は約81.8%に留まっている。また、供用開始から20年以上経過し老朽化した施設や硫化水素被害のある施設の機能強化が必要であるといえる。

【基本方針】

本市では、平成32年度までに川内・水浦処理区、横瀬処理区、太田和处理区、雪浦処理区の施設等の機能強化を行い、水洗化人口の向上と、下水道使用料収入の増収を図る。また、排水処理施設を適時・適切な修繕と更新により施設の長寿命化を目指す。

| 西海市汚水処理構想 | 平成26年度 | 平成38年度 | 備考 |
|-----------|--------|--------|--------|
| 行政人口(人) | 29,693 | 24,273 | 汚水処理構想 |
| 処理面積 (ha) | 276 | 276 | ＃ |
| 汚水処理人口(人) | 6,897 | 5,551 | ＃ |
| 水洗化人口(人) | 5,642 | 5,541 | 本検討値 |
| 普及率(%) | 23.2% | 22.9% | ＃ |
| 水洗化率(%) | 81.8% | 99.8% | ＃ |

本検討期間は、平成38年度までの間であるため、上記の中期目標を踏襲し、平成35年度までに排水処理施設の機能強化を行う計画とする。このとき、平成35年度までの整備費については、平準化を図り年度間での財政負荷の集中を抑制する工夫を行うものとする。さらに、地方公営企業法適用(平成32年4月1日より)から数年後に固定資産調査評価の結果を用いて適正な下水道使用料の試算を行う。このため、下水道使用料の試算をするまでの間は、一般会計繰入金で下水道事業費に充当する計画とする。

3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※ 赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

本市農業集落排水事業では、汚水を本市の下水道終末処理場で処理をする排水処理事業計画となっている。このため、投資計画では、排水処理施設の建設改良費及び地方債償還金を計画する必要がある。この主な内訳は、次の内容で、約33.6億円を計画する。

- ① 川内・水浦処理区、横瀬処理区、太田和处理区、雪浦処理区の施設等の機能強化については、平成28年度から平成35年度までに総額約4.5億円を計画する。
- ② 地方債償還金は、平成28年度から平成38年度までに約29.1億円を計画する。

上記の①については、4処理区の排水施設の機能強化に充当する。②については、過年度の地方債償還金及び平成28年度からの地方債償還金を償還するものであり、最も大きな支出額を計画する。

上記の排水処理施設の機能強化に要する費用は、平成28年度から平成35年度で整備を計画し、排水処理施設の長寿命化を図ると共に、平成38年度には水洗化率約99.8%、水洗化人口約5,540人を目指し、下水道使用料の回収ができるように下水道機能強化を計画するものとする。

② 収支計画のうち財源についての説明

前節の①の投資に対する主な財源は、地方債、他会計補助金、国庫補助金及び収益的収支差引(補填財源)を見込むものとする。平成28年度から平成38年度までに示す財源及び金額は、約33.6億円であり、次の内訳の財源を確保する必要がある。

- ① 地方債として約2.0億円。
- ② 他会計補助金として約0.5億円。
- ③ 国庫補助金として約2.3億円。
- ④ 収益的収支差引(補填財源)として約28.8億円。

収支の均衡に欠かさない財源として、収益的収支差引(補填財源)が最も多くなっている。

本市の農業集落排水事業の場合は、平成26年度時点での普及率が約23.2%と低い水準にあり、他会計補助金の充当が欠かさない状態にある。これに対して、平成35年度で目標の整備が完了すると、平成38年度の水洗化人口は増加(約100人)となり、下水道使用料収入の増収に伴う収益的収支差引(補填財源)が約2.7億円/年に達することが試算できる。

このため、当面の間は、他会計補助金を主要な財源として見込む計画とし、適切な修繕と更新により施設の長寿命化計画等は、積極的に社会資本整備総合交付金の対象メニューの活用を行うものとする。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

投資以外の経費については、平成28年度から平成38年度までに、約19.4億円(次の①～③)を試算し、この内訳は、次に示す内容となる。

- ① 損益勘定職員は、地方公営企業法の適用を考慮して、平成28年度から1名体制とし、平成28年度から平成38年度までに、約1.7億円を計画する。
- ② 汚水の処理費は、平成28年度から平成38年度までに、下水道整備に伴い増加する汚水処理水量を見込み、約12.8億円を計画する。
- ③ 地方債の償還に対する支払利息は、平成28年度から平成38年度までに約4.9億円を計画する。
- ④ 資本的支出へと充当する収益的収支差引(補填財源)を約28.8億円計画する。

上記に対する財源は、料金収入及び他会計繰入金であり、平成28年度から平成38年度までに約48.1億円を試算し、この内訳は次に示す内容となる。

- ① 料金収入として約9.9億円を計画する。
- ② 他会計繰入金として約38.2億円を計画する。

現時点では、他会計繰入金が最も大きな財源となるため、早期の水洗化人口の確保と排水処理施設の長寿命化が必要であると考えられる。

(3)投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

| | |
|------------------------------|---|
| 広域化・共同化・最適化に関する事項 | 該当なし |
| 投資の平準化に関する事項 | ストックマネジメントの導入を行い、施設の劣化に基づく更新需要の試算を行い投資の平準化に努める。 |
| 民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど) | 該当なし |
| その他の取組 | 該当なし |

② 今後の財源についての考え方・検討状況

| | |
|--------------------|---|
| 使用料の見直しに関する事項 | 下水道使用料については、地方公営企業法の適用後、数年の運用を実施した上で、下水道使用料の値上げの検討を実施するものとする。 |
| 資産活用による収入増加の取組について | 該当なし |
| その他の取組 | 該当なし |

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

| | |
|--|---|
| 民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど) | 該当なし |
| 職員給与費に関する事項 | 該当なし |
| 動力費に関する事項 | 該当なし |
| 薬品費に関する事項 | 該当なし |
| 修繕費に関する事項 | ストックマネジメントの導入を行い、施設の老朽化に備えた予防保全の計画を検討する。 |
| 委託費に関する事項 | 該当なし |
| その他の取組 | 地方公営企業法の適用を数年運用した後に、固定資産評価結果を用いて、経営戦略の見直しを行い、下水道使用料の値上げ額の詳細な検証を行う計画とする。 |

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

| | |
|---------------------|---|
| 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項 | モニタリングは、毎年の決算時期に実施をし、ローリングのタイミングは、地方公営企業法適用時(3年～5年後)に実施予定とする。 |
|---------------------|---|

西海市漁業集落排水事業経営戦略

団 体 名 : 長崎県 西海市

事 業 名 : 漁業集落排水事業

策 定 日 : 平成 29 年 3 月

計 画 期 間 : 平成 28 年度 ~ 平成 38 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

| | | | |
|-----------------------|----------------------------|----------------------------|----------------|
| 供用開始年度 (供用開始後年数) | 平成9年3月31日 | 法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分 | 平成32年4月1日 一部適用 |
| 処理区域内人口密度 | 10.5人/ha (平成26年度) | 流域下水道等への 接 続 の 有 無 | 無し |
| 処 理 区 数 | 3処理区(大島・塩田処理区、黒瀬処理区、江島処理区) | | |
| 処 理 場 数 | 無し | | |
| 広域化・共同化・最適化 実施状況*1 | 無し | | |

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

| | | | | | |
|---|--|---------|---|--------|---------|
| 一般家庭用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方 | 基本料金：5m ³ まで、1,000円、基本料金：10m ³ まで、1,500円 超過料金：1m ³ あたり170円 | | | | |
| 業務用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方 | 基本料金：5m ³ まで、1,000円、基本料金：10m ³ まで、1,500円 超過料金：1m ³ あたり170円 | | | | |
| その他の使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方 | — | | | | |
| 条 例 上 の 使 用 料 *2 (2 0 m ³ あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載 | 平成24年度 | 2,600 円 | 実 質 的 な 使 用 料 *3 (2 0 m ³ あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載 | 平成24年度 | 2,919 円 |
| | 平成25年度 | 2,600 円 | | 平成25年度 | 2,914 円 |
| | 平成26年度 | 3,200 円 | | 平成26年度 | 3,538 円 |

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

| | |
|--------|----------------------------------|
| 職 員 数 | 9人(うち、損益勘定1人) |
| 事業運営組織 | 下水道課内に、課長、総務班、整備班の2班の班長、係員で構成される |

(2) 民間活力の活用等

| | | |
|---------|---------------------------------|-----------------------------------|
| 民間活用の状況 | ア 民間委託 (包括的民間委託を含む) | 大島・塩田処理場、黒瀬処理場、江島処理場について、民間委託を実施中 |
| | イ 指定管理者制度 | 該当なし |
| | ウ PPP・PFI | 該当なし |
| 資産活用の状況 | ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4 | 該当なし |
| | イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5 | 該当なし |

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

- ① 収益的収支比率は、平成23年度省くと100%を超えている。
- ② 企業債残高対事業規模比率は、収益の一部を一般会計から賄っている為、類似団体平均値(平成26年度で約830.5%)と対比すると低い水準(平成26年度で約0%)となっている。
- ③ 経費回収率は、類似団体平均値(平成26年度で約43.7%)と対比すると低い水準(平成26年度で約32.9%)であり、経費を使用料でまかなえない状況が続いている。
- ④ 汚水処理原価は、類似団体平均値(平成26年度で約382.1円/m³)と比較すると悪い水準(平成26年度で約538.4円/m³)となっている。
- ⑤ 施設利用率(平成26年度で約33.2%)は、類似団体平均値(平成26年度で約39.7%)と比べると低い状況にある。
- ⑥ 水洗化率(平成26年度で約91.6%)は、類似団体平均値(平成26年度で約83.9%)と比べると高い状況にある。

2. 経営の基本方針

【経営理念】

今後の人口減少や少子高齢化が見込まれるなか、生活環境保全と公衆衛生の向上、さらに環境への負荷軽減を目指し、これらの社会情勢の変化に対応した効率的な施設整備・運営管理を行い、水洗化の促進や適性な受益者負担に基づく使用料収入の確保に努め、下水道事業の経営の健全化に取り組む。

【現状認識】

本市の漁業集落排水事業は、大島・塩田処理場、黒瀬処理場、江島処理場の3処理場にて汚水処理を行っている。普及率は、平成26年度時点2.9%であるが、水洗化率は約91.6%に達している。また、供用開始から20年近く経過した施設もあり、機器の修繕が必要であるといえる。

【基本方針】

本市では、大島・塩田処理場、黒瀬処理場、江島処理場の3施設の内、供用開始から20年経過している離島の江島処理場は、維持管理費を含めた汚水処理原価の低減が課題であり、排水処理施設を適時・適切な修繕と更新により施設の長寿命化を目指す。

| 西海市汚水処理構想 | 平成26年度 | 平成38年度 | 備考 |
|-----------|--------|--------|--------|
| 行政人口(人) | 29,693 | 24,273 | 汚水処理構想 |
| 処理面積 (ha) | 82 | 82 | ＃ |
| 汚水処理人口(人) | 860 | 711 | ＃ |
| 水洗化人口(人) | 788 | 711 | 本検討値 |
| 普及率(%) | 2.9% | 2.9% | ＃ |
| 水洗化率(%) | 91.6% | 100.0% | ＃ |

本検討期間は、平成38年度までの間であるため、平成38年度までに排水処理施設等の機器の修繕・更新を行う計画とする。このとき、平準化を図り年度間での財政負荷の集中を抑制する工夫を行うものとする。また、平成38年度に地方債の償還が終わる江島処理区については、さらに地域の規模に則したコンパクトな施設の検討を行う計画とする。

3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※ 赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

本市漁業集落排水事業では、汚水を本市の下水道終末処理場で処理をする排水処理事業計画となっている。このため、投資計画では、排水処理施設の建設改良費及び地方債償還金を計画する必要がある。この主な内訳は、次の内容で、約3.7億円を計画する。

① 地方債償還金は、平成28年度から平成38年度までに約3.7億円を計画する。

上記の①については、過年度の地方債償還金を償還するものであり、最も大きな支出額を計画する。

上記の排水処理施設の長寿命化を図ると共に、平成38年度には水洗化率約100%、水洗化人口約711人を目指し、下水道使用料の回収ができるように計画するものとする。

② 収支計画のうち財源についての説明

前節の①の投資に対する主な財源は、他会計補助金及び収益的収支差引(補填財源)を見込むものとする。平成28年度から平成38年度までに示す財源及び金額は、約3.7億円であり、次の内訳の財源を確保する必要がある。

- ① 他会計補助金として約0.03億円。
- ② 収益的収支差引(補填財源)として約3.67億円。

収支の均衡に欠かせない財源として、収益的収支差引(補填財源)が主となっている。

本市の漁業集落排水事業の場合は、平成26年度時点での普及率が約2.9%と低い水準にあり、他会計補助金の充当が欠かせない状態にある。このため、当面の間は、他会計補助金を主要な財源として見込む計画とし、適切な修繕と更新により施設の長寿命化計画等は、積極的に社会資本整備総合交付金の対象メニューの活用を行うものとする。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

投資以外の経費については、平成28年度から平成37年度までに、約4.8億円(次の①～③)を試算し、この内訳は、次に示す内容となる。

- ① 損益勘定職員は、地方公営企業法の適用を考慮して、平成28年度から1名体制とし、平成28年度から平成38年度までに、約0.7億円を計画する。
- ② 汚水の処理費は、平成28年度から平成38年度までの汚水処理水量を見込み、約3.4億円を計画する。
- ③ 地方債の償還に対する支払利息は、平成28年度から平成38年度までに約0.7億円を計画する。
- ④ 資本的支出へと充当する収益的収支差引(補填財源)を約3.7億円計画する。

上記に対する財源は、料金収入及び他会計繰入金であり、平成28年度から平成38年度までに約8.4億円を試算し、この内訳は次に示す内容となる。

- ① 料金収入として約1.2億円を計画する。
- ② 他会計繰入金として約7.2億円を計画する。

現時点では、他会計繰入金が最も大きな財源となるため、水洗化人口の確保と排水処理施設の長寿命化が必要であると考えられる。

(3)投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

| | |
|------------------------------|---|
| 広域化・共同化・最適化に関する事項 | 該当なし |
| 投資の平準化に関する事項 | ストックマネジメントの導入を行い、施設の劣化に基づく更新需要の試算を行い投資の平準化に努める。 |
| 民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど) | 該当なし |
| その他の取組 | 該当なし |

② 今後の財源についての考え方・検討状況

| | |
|--------------------|---|
| 使用料の見直しに関する事項 | 下水道使用料については、地方公営企業法の適用後、数年の運用を実施した上で、下水道使用料の値上げの検討を実施するものとする。 |
| 資産活用による収入増加の取組について | 該当なし |
| その他の取組 | 該当なし |

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

| | |
|--|---|
| 民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど) | 該当なし |
| 職員給与費に関する事項 | 該当なし |
| 動力費に関する事項 | 該当なし |
| 薬品費に関する事項 | 該当なし |
| 修繕費に関する事項 | ストックマネジメントの導入を行い、施設の老朽化に備えた予防保全の計画を検討する。 |
| 委託費に関する事項 | 該当なし |
| その他の取組 | 地方公営企業法の適用を数年運用した後に、固定資産評価結果を用いて、経営戦略の見直しを行い、下水道使用料の値上げ額の詳細な検証を行う計画とする。 |

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

| | |
|---------------------|---|
| 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項 | モニタリングは、毎年の決算時期に実施をし、ローリングのタイミングは、地方公営企業法適用時(3年～5年後)に実施予定とする。 |
|---------------------|---|

西海市特定地域生活排水事業経営戦略

団 体 名 : 長崎県 西海市

事 業 名 : 特定地域生活排水事業

策 定 日 : 平成 29 年 3 月

計 画 期 間 : 平成 28 年度 ~ 平成 38 年度

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

| | | | |
|-----------------------|--|----------------------------|----------------|
| 供用開始年度 (供用開始後年数) | 平成15年10月30日 | 法適(全部適用・一部適用) 非 適 の 区 分 | 平成32年4月1日 一部適用 |
| 処理区域内人口密度 | — | 流域下水道等への 接 続 の 有 無 | 無し |
| 処 理 区 数 | 西海市 市内 浄化槽の新規建設(市設置型)事業は、平成25年3月31日終了 | | |
| 処 理 場 数 | 無し | | |
| 広域化・共同化・最適化 実施状況*1 | 無し | | |

*1 「広域化」とは、一部事務組合による事業実施等の他の自治体との事業統合、流域下水道への接続を指す。

「共同化」とは、複数の自治体で共同して使用する施設の建設(定住自立圏構想や連携中枢都市圏に基づくものを含む)、広域化・共同化を推進するための計画に基づき実施する施設の整備(総務副大臣通知)、事務の一部を共同して管理・執行する場合(料金徴収等の事務の一部を一部事務組合によって実施する場合等)を指す。

「最適化」とは、①他の事業との統廃合、②公共下水・集排、浄化槽等の各種処理施設の中から、地理的・社会的条件に応じて最適なものを選択すること(処理区の統廃合を含む。)、③施設の統廃合(処理区の統廃合を伴わない。)を指す。

② 使用料

| | | | | | |
|---|--|---------|---|--------|---------|
| 一般家庭用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方 | 基本料金：5m ³ まで、1,000円、基本料金：10m ³ まで、1,500円 超過料金：1m ³ あたり170円 | | | | |
| 業務用使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方 | 基本料金：5m ³ まで、1,000円、基本料金：10m ³ まで、1,500円 超過料金：1m ³ あたり170円 | | | | |
| その他の使用料体系の 概 要 ・ 考 え 方 | — | | | | |
| 条 例 上 の 使 用 料 *2 (2 0 m ³ あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載 | 平成24年度 | 2,600 円 | 実 質 的 な 使 用 料 *3 (2 0 m ³ あ た り) ※ 過 去 3 年 度 分 を 記 載 | 平成24年度 | 2,725 円 |
| | 平成25年度 | 2,600 円 | | 平成25年度 | 2,734 円 |
| | 平成26年度 | 3,200 円 | | 平成26年度 | 3,266 円 |

*2 条例上の使用料とは、一般家庭における20m³あたりの使用料をいう。

*3 実質的な使用料とは、料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に20m³を乗じたもの(家庭用のみでなく業務用を含む)をいう。

③ 組織

| | |
|--------|--|
| 職 員 数 | 9人(うち、損益勘定1人) |
| 事業運営組織 | ※過去に水道部局との統合等、下水道事業の経営健全化を目的とした組織体制の再編を実施した場合には、概要及び実施年度も記載すること。 下水道課内に、課長、総務班、整備班の2班の班長、係員で構成される |

(2) 民間活力の活用等

| | | |
|---------|---------------------------------|-----------------------|
| 民間活用の状況 | ア 民間委託 (包括的民間委託を含む) | 浄化槽の維持管理(汚泥運搬含む)を民間委託 |
| | イ 指定管理者制度 | 該当なし |
| | ウ PPP・PFI | 該当なし |
| 資産活用の状況 | ア エネルギー利用 (下水熱・下水汚泥・発電等) *4 | 該当なし |
| | イ 土地・施設等利用 (未利用土地・施設の活用等) *5 | 該当なし |

*4 「エネルギー利用」とは、下水汚泥・下水熱等、下水道事業の実施に伴い生じる資源(資産を含む)を用いた収入増につながる取組を指す。

*5 「土地・施設等利用」とは、土地・建物等、下水道事業の実施に不可欠な資産を用いた、収入増につながる取組を指す(単純な売却は除く)。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

※直近の経営比較分析表(「公営企業に係る「経営比較分析表」の策定及び公表について(公営企業三課室長通知)」による経営比較分析表)を添付すること。

※添付した「経営比較分析表」に補足事項等がある場合は記載すること。

- ① 収益的収支比率は、平成24年度までの事業期間は100%を超えていたが、新規建設終了後は(平成25年度で98.2%)100%を下回っている。
- ② 企業債残高対事業規模比率は、収益の一部を一般会計から賄っている為、類似団体平均値(平成26年度で約416.9%)と対比すると低い水準(平成26年度で約0%)となっている。
- ③ 経費回収率は、類似団体平均値(平成26年度で約57.9%)と対比すると低い水準(平成26年度で約45.6%)であり、経費を使用料でまかなえない状況が続いている。
- ④ 汚水処理原価は、類似団体平均値(平成26年度で約276.9円/m³)と比較すると悪い水準(平成26年度で約358.1円/m³)となっている。
- ⑤ 施設利用率(平成26年度で約44.4%)は、類似団体平均値(平成26年度で約359.1%)と比べると低い状況にある。

2. 経営の基本方針

【経営理念】

今後の人口減少や少子高齢化が見込まれるなか、生活環境保全と公衆衛生の向上、さらに環境への負荷軽減を目指し、これらの社会情勢の変化に対応した効率的な施設運営管理を行い、適性な受益者負担に基づく使用料収入の確保に努め、下水道事業の経営の健全化に取り組む。

【現状認識】

本市の特定地域生活排水事業は、平成24年度に新規建設事業は終了しているが、814基の既存合併浄化槽施設の維持管理を継続している。普及率は、平成26年度時点4.8%であるが、水洗化率は100.0%に達している。また、供用開始から10年以上経過した施設もあり、機器の修繕が必要であるといえる。

【基本方針】

本市では、耐用年数の経過等により使用が出来なくなった浄化槽については、個人管理型新設浄化槽へ移行を検討する。

| 西海市污水処理構想 | 平成26年度 | 平成38年度 | 備考 |
|-----------|--------|--------|--------|
| 行政人口(人) | 29,693 | 24,273 | 污水処理構想 |
| 処理面積 (ha) | 23,410 | 23,410 | ＃ |
| 污水処理人口(人) | 1,436 | 1,107 | ＃ |
| 水洗化人口(人) | 1,436 | 1,107 | 本検討値 |
| 普及率(%) | 4.8% | 4.6% | ＃ |
| 水洗化率(%) | 100.0% | 100.0% | ＃ |

3. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

※ 赤字がある場合には(3)において、その解消方法が示されていることが必要

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

本市特定地域生活排水事業は、新規建設事業を終了しているが、汚泥運搬を含む維持管理業務を行う事業計画となっている。このため、投資計画は無く、地方債償還金を計画する必要がある。この主な内訳は、次の内容で、約1.1億円を計画する。

① 地方債償還金は、平成28年度から平成37年度までに約1.1億円を計画する。

上記の①については、過年度の地方債償還金を償還するものである。

② 収支計画のうち財源についての説明

前節の①の投資に対する主な財源は、他会計補助金及び収益的収支差引(補填財源)を見込むものとする。平成28年度から平成38年度までに示す財源及び金額は、約1.1億円であり、次の内訳の財源を確保する必要がある。

① 他会計補助金として0円。

② 収益的収支差引(補填財源)として約1.1億円。

収支の均衡に欠かせない財源として、収益的収支差引(補填財源)が主となっている。

③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

投資以外の経費については、平成28年度から平成38年度までに、約3.7億円(次の①～③)を試算し、この内訳は、次に示す内容となる。

① 損益勘定職員は、維持管理の運用を考慮して、平成28年度から1名体制とし、平成28年度から平成38年度までに、約0.1億円を計画する。

② 汚水の処理費は、平成28年度から平成38年度までの汚水処理量を見込み、約3.3億円を計画する。

③ 地方債の償還に対する支払利息は、平成28年度から平成38年度までに約0.3億円を計画する。

④ 資本的支出へと充当する収益的収支差引(補填財源)を約1.1億円計画する。

上記に対する財源は、料金収入及び他会計繰入金であり、平成28年度から平成38年度までに約4.7億円を試算し、この内訳は次に示す内容となる。

① 料金収入として約2.0億円を計画する。

② 他会計繰入金として約2.7億円を計画する。

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

(1)において、純損益(法適用)又は実質収支(法非適用)が計画期間の最終年度で黒字とならず、赤字が発生している場合には、赤字の解消に向けた取組の方向性、検討体制・スケジュールや必要に応じて経費回収率等の指標に係る目標値を記載すること。

* (1)において黒字の場合においても、投資・財政計画(収支計画)に反映することができなかった検討中の取組や今後検討予定の取組について、その内容等を記載すること。

① 今後の投資についての考え方・検討状況

* 処理区ごとに考え方が異なる場合は、処理区ごとに記載すること

| | |
|------------------------------|------|
| 広域化・共同化・最適化に関する事項 | 該当なし |
| 投資の平準化に関する事項 | 該当なし |
| 民間活力の活用に関する事項 (PPP/PFIなど) | 該当なし |
| その他の取組 | 該当なし |

② 今後の財源についての考え方・検討状況

| | |
|--------------------|---|
| 使用料の見直しに関する事項 | 下水道使用料については、地方公営企業法の適用後、数年の運用を実施した上で、下水道使用料の値上げの検討を実施するものとする。 |
| 資産活用による収入増加の取組について | 該当なし |
| その他の取組 | 該当なし |

③ 投資以外の経費についての考え方・検討状況

| | |
|--|---|
| 民間活力の活用に関する事項 (包括的民間委託等の民間委託、指定管理者制度、PPP/PFIなど) | 該当なし |
| 職員給与費に関する事項 | 該当なし |
| 動力費に関する事項 | 該当なし |
| 薬品費に関する事項 | 該当なし |
| 修繕費に関する事項 | 該当なし |
| 委託費に関する事項 | 該当なし |
| その他の取組 | 地方公営企業法の適用を数年運用した後に、固定資産評価結果を用いて、経営戦略の見直しを行い、下水道使用料の値上げ額の詳細な検証を行う計画とする。 |

4. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

| | |
|---------------------|---|
| 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項 | モニタリングは、毎年の決算時期に実施をし、ローリングのタイミングは、地方公営企業法適用時(3年～5年後)に実施予定とする。 |
|---------------------|---|